

令和5年和光市農業委員会1月総会会議録

和光市農業委員会

令和 5 年和光市農業委員会 1 月 総会日程

令和 5 年 1 月 25 日（水曜日）午前 10 時 00 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 9 番 田中 明委員 10 番 新坂篤司委員

日程第 4 提出議案 議案第 1 号 農地法第 4 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請について

日程第 5 協議事項 ①令和 5 年和光市農業委員会 2 月 総会の日程について

②第 2 回農地利用状況調査の審査について

③その他

日程第 6 諸報告 ①会長専決について

②農業委員の活動報告について

③その他

日程第 7 閉 会 午前 11 時 30 分

出席委員（9名）

2番	北嶋 美栄子 君	3番	浪間 兼三 君
4番	櫻井 茂雄 君	5番	井口 恒君
7番	藤田 雅彦 君	8番	山崎 とよ子 君
9番	田中 明 君	10番	新坂 篤司 君
11番	加藤 政利 君		

欠席委員（2名）

1番	石田 秀樹 君	6番	鳥井 俊之 君
----	---------	----	---------

開会 午前10時00分

◎開会

◎開議

○事務局長（平川） それでは、委員の皆様、松の内も明けて過ぎてしまっておりますけれども、本年最初ということで、改めまして、明けましておめでとうございます。

昨年4月から事務局体制が変わりまして皆様にはいろいろご迷惑をおかけして、その都度、温かく見守ってくださりましてありがとうございました。また、本年も事務局一同、一生懸命やってまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから令和5年和光市農業委員会1月総会を開会いたします。

議事の進行に先立ちまして、皆様、お気づきだと思います。ご存じの方もいらっしゃるとは思いますが、年末に会長がけがをされまして、一時入院されておりました。現在は退院されまして、自宅にて療養中ということで元気にしていらっしゃいますが、本日の総会には出席が難しいということで欠席のご連絡が入っております。

そのため、和光市農業委員会会議規則第16条に基づき、加藤会長代理に本日の総会の議長を務めていただきたいと思います。

それでは、会長代理、よろしくお願ひいたします。

○加藤会長代理 皆様、おはようございます。

今、事務局長からお話をいただいたとおり、石田会長がけがをされ、驚いているところでございますが、一日も早い回復を願っておるところでございます。

議長の役職も初めてのことで不慣れなところがございますが、どうぞ皆様のご協力もちまして議事を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、着座で進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、令和5年和光市農業委員会1月総会を始めさせていただきます。

本日、鳥井委員からも体調不良という連絡がありまして、本日の出席委員は11人中9人ということで、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。

◎議事録署名委員の指名

○加藤議長 初めに、議事録署名委員ですが、9番、田中委員、10番、新坂委員を指名いたし

ます。

◎提出議案

議案第1号 農地法第4条許可申請について

○加藤議長 それでは、議案に移ります。

議案第1号 農地法第4条許可申請についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（井上） 説明の前に、議案書の訂正がございます。

議案書の2ページをご覧ください。

こちらの申請者のところですけれども、Aさんの記載が抜けておりました。訂正をお願いいたします。

それでは、説明に移らせていただきます。

議案第1号 農地法第4条許可申請について。

申請者、和光市下新倉四丁目*番**号、B、A。土地表示、下新倉五丁目***番*。地目、登記簿田、現況畠。面積1,110平方メートル。目的、貸駐車場となっております。

議案書1ページ、2ページをご覧ください。

本案件は、市街化調整区域内の農地を自己資金で農地以外のものに転用するための申請です。

委員の皆様には事前に申請地の確認をお願いいたしましたが、本日配付の写真資料1番に申請地の写真を掲載しておりますので、参考にご覧ください。

まず、申請の経緯について説明いたします。

申請者のAさんは、父親から申請地を贈与されたものの農業の経験が少ないと想定され、縮小を考えていました。そのような折にC社から駐車場として借りたいとの申入れがあり、申請者の費用で駐車場として整備し、貸すことで合意に至り、申請がなされました。

続いて、議案書の3ページをご覧ください。

申請地の利用計画について説明いたします。

申請地には駐車場を整備し、北側と西側に出入口を設ける予定です。周囲については、コンクリートブロックを積み、その上にメッシュフェンスを設置する予定です。

また、計画の資金調達につきましては、資金調達計画書、工事見積書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

次に、計画面積の妥当性ですが、現在利用している駐車場の敷地が2,568平方メートル、申請地は1,110平方メートルとなっております。なお、現在使用中の駐車場には、大型乗用車が21台、中型乗用車が5台の計26台駐車しており、申請地には大型乗用車が8台、中型乗用車が2台の計10台を駐車する予定です。計画面積が妥当かどうか、ご判断ください。

周辺農地についてですが、南側に農地があり、地権者から隣地同意書をいただいている。

次に、計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの運用を確約しており、影響は少ない見通しです。

次に、農地の区分についてですが、農地法施行規則第46条、宅地化の状況が第3種農地の場合における住宅等または公共施設等が連坦している程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるものに該当し、転用可能な第2種農地と判断できます。

説明は以上です。

○加藤議長 ありがとうございます。

これから参考人の方に入ってもらって転用の経緯について説明をいただきますが、事前に委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。

(発言する者なし)

○加藤議長 無いようですので、参考人の方をお入れください。

(参考人入室)

○加藤議長 では、ご紹介いたします。

申請者、Bさん、Aさんの代理人といたしまして、D社のEさんにお越しいただきました。

Eさん、本日はお忙しいところ、ご苦労さまです。

和光市農業委員会では、農地転用の許可申請があった場合に、関係者の方にお越しいただき、農地転用に至った経緯や工事の概要、申請地の利用形態等について説明していただき、その後、委員から質問があればそれに答えていただく形になっております。

なお、和光市農業委員会会議規則第8条第2項の規定によりまして、発言される際は必ず挙手により議長の許可を受けてから発言するようにしてください。

それでは、まず農地転用に至った経緯についてご説明をお願いいたします。

Eさん。

○参考人（E氏） まず最初に、A様に代わり、私がご説明させていただきます。

私は、表記所在地に父親から引き継ぎ営業を営んでおります。これまで父親が耕作をして

まいりましたが、経験が少なく農作業の効率が悪く、耕作が難しいため、農業経営の縮小を図りたいと考えておりました。そこで、このたびC社から駐車場として当申請地を借りたいという申出がありましたので、ちょうどよい機会でありますので、当地を貸し、賃料の一部を生活費に充てたいと考えております。

つきましては、私が工事代金を父親から融資を受け賃料の一部で返済することとし、駐車場の造成と整備を行い、賃貸借契約を行うことで借主と折り合いがつきましたので、ぜひとも貸駐車場として利用したく申請に及びました。このたびの申請よろしくお願ひいたします。

続きまして、借主さんの代理人、C社さんに代わり、私が説明させていただきます。

当社は、北足立郡伊奈町大字小針新宿***番地*において、主に一般貸切り旅客自動車運送業を営み、平成11年に設立して以来、お客様が安全に利用いただけるよう懸命に取り組んでまいりました。貸切りバス事業者安全性評価認定制度において、2つ星の認定を受けております。これまでも県内及び千葉県で営業していましたが、コロナ禍の影響等もあり、現在は千葉営業所を閉鎖し、本社だけで営業しております。

このたび、政府による入出国の制限緩和に伴いインバウンド等の需要が見込めるところから、都内での営業を始めることにいたしました。つきましては、板橋区内に営業所を設けたのでありますが、陸運局の規定により近傍に駐車場が必要なため土地を探していましたが、他の地域も含め適当な土地がなかなか見つかりませんでした。ですが、このたびの申請地は広さも大型バスの面積が29.8平方メートル、中型バス等の面積が22.3平方メートルと16.3平方メートルで、合計10台で277平米であります。駐車場スペースとして通路を含め申請面積1,110平米がちょうどよく、位置的にも最適であり、何としても利用したく土地の所有者であるA様に申し出たところ、折り合いがつきお貸しいただくことに合意いたしましたので、当申請地を以前、千葉県営業所で使用しておりました大型バス8台、中型バス2台の駐車場として利用したいと考えております。このたびの申請につき、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○加藤議長 続きまして、工事の概要と申請地の利用形態についてご説明をお願いいたします。

○参考人（E氏） 当地は水道道路に面しておりますので、ブロック、それからフェンスで周りを囲うということにしております。

入口は、コンクリートで砂利が外に出ないように、近隣にご迷惑かけないような配慮をしております。

以上です。

○加藤議長 ただいま参考人からご説明いただきましたが、委員の皆様から何か質問ございませんでしょうか。質問のある方は挙手をお願いいたします。

浪間委員。

○浪間委員 農業委員の浪間です。よろしくお願ひします。

申請地ですけれども、南側が農地ということで、計画では南側に限らずブロック積んでメッシュフェンスを設置するとはなっているんですけども、大型バスがこれだけ並ぶと排ガス等、そういう影響について隣地のこの農地の所有者さんにはどういうお話を説明されたんでしょうか。

○参考人（E氏） 影響は私どもとしては一応出ないというふうに考えております。

○浪間委員 全く出ない。

○参考人（E氏） はい。

○浪間委員 なるほど。風が吹こうが、何も。

○参考人（E氏） はい。

○加藤議長 工事完了後も近隣の農地に影響が無いように配慮をして、お願いしたいと思います。

○参考人（E氏） 承知いたしました。

○加藤議長 他に質問の方。

櫻井委員。

○櫻井委員 申請地の西側に接する道路境界には側溝が無いようですが、敷地内の雨水処理はどう考えていますか。それと、雨水が道路に流れてしまうようなことは無いのかということについて。

○参考人（E氏） 宅地内処理という形で、全部コンクリでやっているわけではなくてほんの一部だけですので、自然沈殿という形で考えております。

○櫻井委員 分かりました。

○加藤議長 質問の方。

井口委員。

○井口委員 井口です。

申請地の北側は水道道路に接していますが、こちらから出入口設けていますけれども、出入りに誘導員とかというのは配置する予定か。道路が結構、交通量が多いので、危険なのではないかということで、どういうふうなお考えでしょうか。

○参考人（E氏） 今のご質問は、水道道路に面するところではなく、その横にある道路の件でしょうか。

○井口委員 いえ、水道道路のほうです。

○参考人（E氏） そちらから大型バスの出入りは考えております。

○井口委員 特に誘導員とか設置とかというのは、配置なんかは。

○参考人（E氏） それは無いです。

○井口委員 無いですか。分かりました。

○加藤議長 続いて質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

新坂委員。

○新坂委員 当該申請地には水道管が引き込まれる予定であるようすけれども、こちらの水道管というのはバスの洗車のための水道管ということでよろしいのでしょうか。

○参考人（E氏） 皆さん手を洗ったり、水道の件ですけれども、そこに置くことによってバケツに水をくんでタオルだとか雑巾を洗う程度ですから、道路に流すということはありません。

○新坂委員 では、バスの洗車に使うということは無い。

○参考人（E氏） それは無いです。

○新坂委員 分かりました。

○加藤議長 他に質問の方いらっしゃいますか。

北嶋委員。

○北嶋委員 計画図を見ますとプレハブとかトイレとかはもちろん無いんですけども、許可後にこのようなものを置いたりということは無いですよね。

○参考人（E氏） 無いです。

○北嶋委員 あと、他の資材とか車両なんかも計画どおりということでおよろしいんでしょうか。

○参考人（E氏） はい。

○北嶋委員 分かりました。

万が一どうしても変更とかが出た場合は、必ず農業委員会にご相談していただきたいと思いますので、その辺はよろしくお願ひいたします。

○参考人（E氏） ありがとうございます。気をつけます。

○加藤議長 他に質問の方、いらっしゃいますか。

(発言する者なし)

○加藤議長 もし許可後に設計を変えるようなことがあるようでしたら変更申請が必要になりますので、どうぞ農業委員会に相談をよろしくお願ひいたします。

○参考人（E氏） 分かりました。ありがとうございます。

○加藤議長 他に質問のある方、いらっしゃいませんか。

（発言する者なし）

○加藤議長 それでは、質問が無いようですので、Eさん、本日はご苦労さまでした。

○参考人（E氏） ありがとうございました。

（E氏退席）

○加藤議長 ただいま参考人からご説明をいただきましたが、委員の皆様から何かご意見等ありますでしょうか。

（発言する者なし）

○加藤議長 無いようですので、それでは採決に移ります。

この議案につきまして、許可相当ということに賛成の方は举手をお願いいたします。

（賛成者举手）

○加藤議長 全員賛成。

よって、この議案は許可相当といたします。

◎提出議案

議案第2号 農地法第5条許可申請について

○加藤議長 続いて、議案第2号 農地法第5条許可申請についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（井上） 議案第2号 農地法第5条許可申請について。

賃借人、東京都練馬区石神井四丁目*番*号、F社、代表、G。賃貸人、和光市新倉三丁目**番**号、H。土地標示、下新倉六丁目**番。地目については登記簿田、現況は畠。面積は998平方メートル。目的、貸駐車場。

議案書の4ページ、5ページをご覧ください。

本案件は、市街化区域内の農地を権利の設定を受ける者の資金で、農地以外のものに転用するための申請です。

委員の皆様には事前に申請地の確認をお願いいたしましたが、本日配付の写真資料2番に申請地の写真を掲載しておりますので、参考にご覧ください。

まず、申請の経緯について説明いたします。

申請者の賃貸人のHさんは、申請地の相続を受けましたが、自宅からの距離があり耕作が難しいことから、転用しての利活用を検討していました。

一方、賃借人であるF社は、現在使用中の駐車場が区画整理の開始に伴い立ち退きを迫られており、代替地を検討していたところ、申請地を紹介され、賃借人の費用で土地を造成整備し使用することと等、使用条件について合意に至ったため申請がなされました。

続いて、議案書の7ページをご覧ください。

申請地の利用計画について説明いたします。

申請地には駐車場を整備し、西側に出入口を設ける予定です。周囲については、北、西、南側はコンクリートブロックの3段積みの上にメッシュフェンス、東側はコンクリートブロック5段積みの上にメッシュフェンスを設置する予定です。

また、計画の資金調達につきましては、資金調達計画書、工事見積書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

次に、計画面積の妥当性ですが、現在使用している駐車場の敷地が1,220平方メートル、申請地は998平方メートルとなっております。なお、現在使用中の駐車場には21台分の駐車スペースがあり、そこに15台車を駐車していますが、そのうち9台分を移動する予定です。

計画面積が妥当かどうか、ご判断ください。

周辺農地についてですが、隣接する農地はありません。

計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの運用を確約しており、影響は少ない見通しです。

農地の区分についてですが、農地法施行規則第46条、水道・下水道管が埋設されている道路の沿道区域であって、おおむね500メートル以内に教育施設、医療機関が存するに該当し、転用可能な第3種農地と判断できます。

説明は以上です。

○加藤議長 ありがとうございます。

これから参考人の方に入ってもらって、転用の経緯についてご説明をいただきますが、事前に委員の皆様からご質問等はございますでしょうか。

(発言する者なし)

○加藤議長 無いようですので、それでは事務局、声掛けをお願いいたします。

(参考人入室)

○加藤議長 ご紹介いたします。

申請者、F社とHさんの代理人といたしまして、I社のJさんにお越しをいただきました。

Jさん、本日はお忙しいところ、ご苦労さまです。

和光市農業委員会では、農地転用の許可申請があった場合に、関係者の方にお越しいただき、農地転用に至った経緯や工事の概要、申請地の利用形態について説明していただき、その後、委員から質問があればそれに答えていただく形になっております。

なお、和光市農業委員会会議規則第8条第2項の規定によりまして、発言される際は必ず挙手により議長の許可を受けてから発言するようにしてください。

それでは、まず農地転用に至った経緯についてご説明をお願いいたします。

Jさん。

○参考人（J氏） まず、私の立場から申し上げますと、私自身は和光市新倉で測量事務所を開いておりまして、このたび転用をされるに当たって土地の測量とか図面とか必要になりますので、測量の依頼がありまして、それに引き続いて図面と書類等を作ったりして、それで代理人という形を取らせていただいております。

賃貸人のHさんという方については十分もともと存じ上げておりますが、K社が取引の仲介をなさっていらっしゃいまして、K社からどうしても図面その他必要になるから代理でやってくれ、書類等作ってくれないかということで私が手続を取らせていただきました。そういう立場でございます。

それでは、申請に当たった経緯から申し上げます。

まず、貸主様ですが、貸主様は昨年相続によって本件土地を取得されております。他にも耕作をされている土地がありますが、今回の本件の土地については自宅からやや離れたところにあり、このまま耕作を続けていくのも年齢的にも難しいと感じられるようになって、農地として耕作を続けてくれそうな人がいないか検討をされたそうですが、なかなか見つからず、当該土地を転用して利活用の方法を考えられるようになったというものです。

そのようなときに、和光市に隣接する朝霞市のL社という会社の下請会社であるF社を紹介され、話を聞いてみられたところ、今使用中の駐車場が区画整理事業により立ち退きを迫られているというようなことで、会社の社長の人柄がよく、L社の仕事だけを専業として行っており、安定した事業経営を行っていることが分かり、そこでこの会社ならば安心して貸せるだろうということで、条件面についてもお互い合意に達したため、このたびの農地転用申請となりました。

次に、借主様になりますが、借主様はL社の下請会社としてL社の資材や車両、重機等の運搬を行っています。L社はご存じのとおり、道路土木工事を中心とし、道路工事業界では全国第2位の売上げを誇る日本屈指の大手企業です。このF社は、朝霞市大字根岸台にあるL社の工場内にある建物の3階に営業所を開いていらっしゃいます。L社の仕事以外は受注しない約束も交わされているところでございます。

これまで駐車場として使用されている場所、朝霞市大字台字桐ノ木***の場所ですが、朝霞市のL社の水道道路から行くと市街地寄りになるんですが、あの辺り全部、区画整理によってこれから予定ではかなりの大規模な倉庫などができるいくらいんすけれども、その工事のため地主様から本年3月末日をもって出していくというふうなことを言われているので、立ち退きの資料を添付させていただいております。

そういうことで急ぎ代替地を確保する必要があったわけですが、いろいろ探していらっしゃったそうですが、朝霞市上内間木で1点候補があったんですが、なかなか地主さんと話がうまくいかなくて、それでそうこうしている間に本件土地を紹介されて現地を確認して検討した結果、どうしても駐車場として使いたいと考えて、土地の所有者であるHさんともいろいろ使用条件等につき話し合われ、双方これならということで合意に至ったようでございます。

本件土地は、L社からのアクセスもよく、前面道路も7メートル以上あり、大型車の通行にも問題無く、U字溝や雨水ます等のインフラ設備も整っており、ぜひともここを駐車場として使用したいということあります。

今回、本件土地の転用となる造成工事もL社が行うということで、両側の土地、既に転用済みで水路挟んだ反対側も転用済みで、そういう意味では周りの農地に被害を及ぼすことは無いということでございます。

本件土地に関しては、周りをブロック塀とフェンスを行い、隣に土砂等が行かないようにする。入口部分のみ、砂利等が道路にはみ出さないようにするためにアスファルトで舗装するということでございます。

雨水につきましては、基本的には砂利ですので、自然浸透させていくということでございます。

そういうことなので、今回の申請の件、よろしくお願ひしたいと思います。大体そんなところですが、ご質問ありましたらよろしくお願ひいたします。

○加藤議長 ただいま工事概要も若干触れていただきましたが、工事概要と申請地の利用形態

につきましてもう少し詳しくお話をいただければと思います。

○参考人（J氏） 配置図とかは皆さんお持ちですよね。

○加藤議長 あります。

○参考人（J氏） 今回、このような形の止め方をします。中が隙間が空いているかのように見えるかと思うんですが、縦長の土地なものですからトラックなどの長い車が、特に改造車なんかは長さが10メートルぐらいあるんですけども、それを置くのにはやはりこれだけの転回できるスペースが無いと止められないということでございます。実際にはあとまだ何台か保有している車があって、本当は全部止められればいいんですけども、今のところこれだけしか止められないので、他の場所についても今探していらっしゃるような状況でございます。

そんなところですが、よろしいでしょうか。

○加藤議長 ただいま参考人から説明いただきましたが、委員の皆様から何かご質問がありましたら、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

藤田委員。

○藤田委員 藤田です。よろしくお願ひします。

申請地の周辺には街路灯のようなものが無くて、夜間暗くなるんではないかというふうに想像されるんですけども、今、申請図面には見受けられないんですけど、今後または今検討をなされているかどうか分からぬんですけども、照明みたいなものを設置する予定、また計画変更みたいなのはございますでしょうか。

○参考人（J氏） 申請した後には言われたんですけども、安全、いたずらされたりとかそういうこともあるので、監視カメラなど、そういったものは置いたほうがいいかなというふうなことはおっしゃっていたんですけど、申請の段階ではあまり細かいところまでは確認できなかつたものですから、そういった検討はされているようです。この会社はすごく真面目な会社ということで言われたことは必ずきっちりする会社なので、逆にそういった照明等もつけたほうがいいんじゃないのというふうに言わされましたと言えばそれはやってくれると思うんですが、今のところ、細かいところまで打合せができていないのが実情なのでございます。

○藤田委員 もし変更等なされるようでしたら、また農業委員会に申請等、相談お願ひいたします。大丈夫です。

○加藤議長 他に質問の方、いらっしゃいますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 まず、駐車の関係で、今スペース的に転回場所それを設けてあるということで、現在、会社さんが所有している車自体は残り数台という話で、現在では9台を駐車をするとことですけれども、総体的に車等は他も探しているというと何台ぐらいありますか。

○参考人（J氏） 今現在、朝霞に止めてあるのは15台です。

○田中委員 ということは、6台は残りということですよね。

○参考人（J氏） そうです。

○田中委員 ここにスペースがあるから持ってくるということではなくて、あくまで図面どおりの10トンダンプ6台、8トンダンプ2台、もう一台は運送用の形かな、改造車ですから、しか駐車をしないということですね。

○参考人（J氏） はい。

○田中委員 分かりました。その辺はよろしくお願ひをしたいと思います。

どうしても後でいろんな設計上ですか、申請上と変わってしまうものが多々見受けますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、あわせてもう一点、若干高低差が市道とは60センチ弱ぐらいの高さだとたしか記憶していますが、スロープをつけるということで、中をL社がやるんだから間違いないと思いますが、また中、俗に言う駐車スペースのところに表層改良という形は考えてはいらっしゃるんですか。

○参考人（J氏） 私が聞いている範囲では、そこまでは考えていらっしゃらないと思います。とりあえず道路から上がってくる部分については多少つかなきやいけないけれども、あとは極力、泥は出さない形にして砂利をしっかり敷き詰めるという提案するということでございました。

○田中委員 10トンダンプですから、多分、重量的には人間よりもかなりあるということで、私が記憶しているところでは、この一帯は若干沈みがあるんです。そして、畑として扱うということで土を入れて、こここのところは外環の地下式になったときの赤土を入れている可能性があるんですけども。この辺一帯は、表層改良しないとかなりの沈殿、潜りがあるということで、その辺はぜひ貴社からこういう形が考えられるではなくて、こういうこともあり得るよということで安全にされたほうがその後どんどんコンクリを入れたり、アスファルト入れたりするというと30センチのものが50センチになる、60センチになるということでその辺はいかがかなと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○参考人（J氏） ご指摘ありがとうございます。その点は必ずF社や、最終的にはL社に伝

えます。

○田中委員 よろしくお願ひいたします。

以上です。

○加藤議長 田中委員、よろしいでしょうか。

○田中委員 結構です。

○加藤議長 他に質問の方、いらっしゃいますでしょうか。

新坂委員。

○新坂委員 当該申請地の西側、側溝部分ですけれども、入口のところの側溝が大分土が流れている側溝が埋まっているんですけれども、申請地内の雨水の処理、砂利で処理しているという話、先ほどいただきましたけれども、スロープ部分もありますので、そちらの側溝の部分の雨水の処理はどのようにお考えか、お話し下さい。

○参考人（J氏） 基本的にはここは砂利で覆いますので、自然浸透をさせて道路にはほぼ来ないんですが、スロープ部分だけアスファルト張りますから入ってくるかもしれませんけれども、ここ自体が雨水ますとかもあって、ちゃんと側溝も一応あると。このところ天気もよかつたのかもしれませんけれども、特段あまり気にしていなかったのですが、もし例えば詰まつたりとかそういうことがあるようであれば、こちらのL社さんや、F社さんにこちらに定期的に何らかの形で確認してもらって、もし詰まるようなことがあればそれはそれで何らかの対応をしていただくように言うしかないかなと思うんですが、今のところはそこまで真剣には考えておりません。

○新坂委員 分かりました。

○加藤議長 新坂委員、よろしいでしょうか。

○新坂委員 はい。

○加藤議長 今、側溝の話がありましたけれども、ひょっとするともう側溝もある程度土で埋まっているようなところがあるではないかなと思うんですが、大変恐縮ですけれども、そのところを事前にきれいにしていただけるのであればそうしていただきたいなとそういうふうに思います。

○参考人（J氏） それは必ず伝えます。

○加藤議長 他に質問の方、いらっしゃいますでしょうか。

(発言する者なし)

○加藤議長 質問が無いようなので、よろしいでしょうか。

それでは、質問が無いようですので、Jさん、本日はご苦労さまでした。

○参考人（J氏） どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

（J氏退席）

○加藤議長 ただいま参考人から説明いただきましたが、委員の皆様から何かお気づきの点がありましたらご意見をいただきたいなと思います。

（発言する者なし）

○加藤議長 それでは、採決に移ります。

この議案につきまして、許可相当ということで賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○加藤議長 全員賛成。

よって、この議案は許可相当といたします。

◎協議事項

①令和5年和光市農業委員会2月総会の日程について

○加藤議長 それでは、続きまして協議事項①令和5年和光市農業委員会2月総会の日程について、事務局より説明をいただきます。

事務局、お願ひいたします。

○事務局（井上） 協議事項①令和5年の和光市農業委員会2月総会の日程についてですが、2月24日金曜日午前9時30分を提案させていただきます。場所は603会議室です。

この後、諸報告で説明をいたしますが、2月総会の後に動画による研修を受けていただくため、通常の総会より30分早い開始となっております。

なお、3月の総会につきましては、まだ会議室を押さえられておりませんが、3月24日前後での開催を考えております。

説明は以上です。ご協議のほど、よろしくお願ひいたします。

○加藤議長 ありがとうございます。

2月総会の日程ですが、2月24日午前9時30分で都合の悪い方いらっしゃいますでしょうか。

（発言する者なし）

○加藤議長 無いようですので、それでは2月24日ということでお願いいたします。30分繰り上げて、6階の603会議室ということでお願いいたします。

また、3月24日金曜日前後でとのことですですが、この辺りでご都合の悪い方いらっしゃいますでしょうか。

(発言する者なし)

○加藤議長 いらっしゃらないようですので、そちらも予定をお願いいたします。

②第2回農地利用状況調査の審査について

○加藤議長 続きまして、協議事項②第2回農地利用状況調査の審査について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（井上） 協議事項②第2回農地利用状況調査の審査について説明いたします。

まずは、調査にご協力いただいた委員の皆様、ありがとうございました。

今回は1月20日に北嶋委員、山崎委員を事務局でご案内し、その他の委員の皆さんには個別で調査をお願いいたしました。

今年度2回目の調査ですので、昨年の7月の第1回の調査で指導した農地を中心にリストアップしました。点数につきましても、前回同様となりますが、管理区分と農地区分、整地がされているか、前回の指導対象になっていたか、隣地が農地であるかによって加点をしております。合計点が4点以上で指導対象となり、6点以上の場合には強めの指導をすることとなっております。

写真資料の3番、4番と本日配付の資料2番を併せてご覧ください。

それでは、まず1番目のMさんですが、前回調査したときには全体的に草刈りがされていて指導は見送りましたが、今回確認したところ、畑の内側は草刈りがされていましたが、道路際は草が伸びている状況でした。

説明は以上です。

○加藤議長 ありがとうございます。

まず、1番のMさんですが、道路際が結構枯れた草が生えて、中は比較的きれいにされているようですが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○加藤議長 ちょっと気がついたところは、この周り枯れ草が結構大きくなっているような状況で、周りには割合と路駐している車が結構ある中でたばこのポイ捨て等は無いかなとは思うんですが、万が一のことを思うと火災の原因になる部分かなと思いますので、そのところを事務局からも注意をお願いしたいと思います。

それでは、これにつきましては今回は指導を見送りまして、次回確認するということでお願いしたいと思います。

事務局については続いて説明をお願いいたします。

○事務局（井上） 次に、2番目のNさんですが、前回の調査のときは草が繁茂している状態で指導文書を送付し、その後、業者による草刈りを行いきれいになりました。しかし、現在はまた草が生えている状況になっております。

なお、こちらの農地につきましては、先日市内不動産業者から農転の相談がされている状況となっています。

説明は以上です。

○加藤議長 Nさんのところですが、皆さんも現地確認をしていただきましたが、特に気づきの点はございませんでしょうか。

○浪間委員 以前のときにOさんだったでしたか、前の畠で虫が来てとかそういうちょっと困っているんだみたいなお話をあったかと思いますがその辺、Oさんへの配慮で現状どんな感じなのかなというのはちょっと気になってはいるんですけども。

○事務局（江口） 現状は先日も見に行きました草は生えてきてはいたんですけども、今この季節ですので、枯れている状況です。茶色くなっていて、それ以上の繁茂は今のところはなさそうだったんですけども、ただこのままの状態ですとまた暖かくなってくるとたくさん生えてきてしまうことは懸念されますので、そうなってきてしましますとまたOさんにも迷惑かけてしましますので、暖かくなる頃にはまた改めてNさんには連絡をして草刈りをお願いしたいと思っております。

また、さきほど事務局から説明あったように、今、不動産業者から農転ができるのかということで一度相談ありましたので、ひょっとしたら今後こちら転用される可能性というのが出てきまして、もしそうなれば今後、問題についてはようやく解決するのではないかなどいうふうに考えています。

○加藤議長 よろしいですか。

○浪間委員 大丈夫です。

○加藤議長 ただいまのNさんの件ですが、草刈りもされているというようなことで、また繁茂するようなことがあるようでしたら、事務局から注意を促していただくというような形でよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

③その他

○加藤議長 それでは、続きまして協議事項③その他につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（井上） 協議事項③その他ですが、和光市都市計画生産緑地地区の変更に関する意見照会です。

生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、和光市長から意見照会の依頼が来ております。こちらにつきましては公園みどり課の担当職員が来ておりますので、この後、直接担当から説明させていただきます。

○加藤議長 それでは、よろしくお願ひします。入室お願ひします。

（公園みどり課職員入室）

○事務局（井上） それでは、公園みどり課の佐々木課長補佐と清水主査、金岡主査、山口主査が来ておりますので、説明をお願いいたします。

○公園みどり課長補佐（佐々木） よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

ただいま紹介をいただきました公園みどり課の佐々木です。よろしくお願ひいたします。

今回ご説明させていただく生産緑地の変更につきましては、和光北インター東部地区土地区画整理事業による市街化編入に伴うものです。本件につきましては、令和3年4月の農業委員会総会で一度ご説明させていただいておりますが、少し前の話となりますので、改めてご説明、簡単にですが、させていただきます。

今回の北インター東部地区土地区画整理事業に伴い、北インター地区の地域の東側41.4ヘクタールが新たに市街化区域に編入されます。市街化区域に編入される農地の中で生産緑地に指定する条件といたしまして、次の2点で対象農地を絞り込みました。1つは、相続税の納税猶予を受けている農地であること、2つ目は、認定農業者が所有し災害対策農地として登録が見込まれること、この2つのうちどちらかの条件を満たしていれば生産緑地に指定できることといたしました。この条件に当てはまる農地の所有者は25世帯、土地は155筆、面積は約6.4ヘクタールとなります。

指定対象農地所有者に対し令和3年5月に説明会を行い、その後、同年6月から7月にかけて生産緑地指定の意向調査を行いました。そして、昨年、令和4年10月から12月にかけて、生産緑地指定の意向がある所有者に対し生産緑地地区指定の同意取得を行いました。最終的

には6名の農地所有者から同意が得られ、今回、生産緑地として17地区、71筆、約2.8ヘクタールを指定することとなりました。

それでは、生産緑地地区変更の詳細については、担当の金岡からご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○加藤議長 お願いします。

○公園みどり課主査（金岡） 公園みどり課の金岡です。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料3をご確認いただきたいと思います。

一番初めに、生産緑地地区の変更の計画書、めくっていただきまして理由書、次に新旧対照表が2ページ分、その次に変更概要書が2ページ分、そして変更概要図が3ページ、次に生産緑地現況写真帳、こちらが10ページございまして、一番最後にA3の用紙で、北インター東部地区生産緑地地区全体図となっております。不足等はございませんでしょうか。

それでは、A3の全体図を基に説明をさせていただきます。

こちらの太枠で囲っている部分が今回、市街化編入される地区になります。その中で指定の同意が得られた農地を一団として300平米以上となるようにまとめまして、北西から順に生産緑地番号を振りました。赤い太線は市街化区域と市街化調整区域の境界を表しています。

生産緑地はまとめた一団を1地区としますが、今回黒い線で結んでいる165号、172号、175号につきましては、農地同士が道路や他の農地に隔てられているため、少し離れた場所にある農地と結んで1地区としています。

今回の指定は土地区画整理事業による市街化編入に伴うものであり、従前の土地に対して生産緑地の区域を指定します。そして、最終的には換地により集約された農地に対して改めて区域の指定を行いますので、今回は少し離れた農地についても一団とみなすこといたしまして、生産緑地として指定をしております。

なお、今後のスケジュールですが、来月27日から都市計画変更案の縦覧を行いまして、3月の都市計画審議会に諮問いたします。そして、8月頃に都市計画変更の決定の告示を行う予定です。令和5年度中に仮換地指定がされますが、使用収益の開始まではそこから早くても二、三年かかる見込みとなっております。

なお、当地区の土地区画整理事業が終わるまではこの地区の新たな生産緑地の追加指定はできません。

生産緑地地区の変更に関する説明は以上となります。

○加藤議長 ありがとうございました。

ただいまの説明に対して農業委員会といたしましては、変更後または追加された当該生産緑地地区内の土地が農地に該当しているかどうか意見をするものになります。ご意見ありますでしょうか。

委員の皆さん、ご意見はいかがですか。

(発言する者なし)

○加藤議長 それでは、意見が無いようですので、意見は無しの旨の文書を回答いたしますので、よろしくお願ひいたします。

公園みどり課の皆さん、ご苦労さまでした。

(公園みどり課職員退席)

○加藤議長 協議事項は以上といたします。

◎諸報告

①会長専決について

○加藤議長 続きまして、諸報告に移ります。

諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（井上） 諸報告①会長専決についてですが、今月の会長専決は第4条の届出が3件と第5条が1件となっております。

議案書の9ページから14ページと写真資料の5から8番を併せてご覧ください。

説明は以上です。

○加藤議長 ただいま写真をご確認いただきましたが、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

(発言する者なし)

○加藤議長 よろしいようですので、会長専決は以上といたします。

②農業委員の活動報告について

○加藤議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（井上） 諸報告②農業委員の活動報告になります。

1月分の活動の共通事項につきましては、本日1月25日の農業委員会1月総会と記入してください。その他、個別に農地パトロールや現況確認をしていただいた方、またそれ以外に

会議等に出席された場合にはその旨ご記入をお願いいたします。

説明は以上です。

○加藤議長 ありがとうございます。

今月の活動内容を用紙に記入いただいて、事務局までご提出をお願いいたします。

皆さんに特にご報告されたい内容がある方は挙手をしてください。

(発言する者なし)

○加藤議長 では、委員の皆様からの報告は以上といたします。

③その他

○加藤議長 諸報告③その他、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（井上） 諸報告③その他ですが、5点ございます。

○事務局（江口） 報告1点目は、農家だよりとなります。

本日配付のA3資料、資料4と書いてあるページになります。

今月号の主な内容としましては、ちょっとこの後また説明するんですけども、農地法第3条の権利移動に関わる下限面積の廃止というものになります。これは法律改正によるものでして、毎年、農業委員会でも下限面積を別段の面積を設定するだとか審議いたしましたけれども、これがそのものが廃止になってしまふということのお知らせになります。

また、その他の記事としましては、寒波が来ておりまして大雪が警戒されていますので、その啓発記事、また、農業委員会の選任状況につきましての途中経過になります。今後2月に選考委員会を開催しまして、次期農業委員の選考を実施してまいります。

その次が生産緑地のあっせんの記事になります。今回、生産緑地あっせんが合計で7件来ておりまして、2ページ分使っております。これは昨年11月末の生産緑地が一番最初の指定から30年経過したことに伴いまして買取り申出がたくさん出ておりますので、それによるものとなっております。

また、農業廃プラスチックの収集です。今年度最後の実施になりますので、こちらの状況になっております。

農家だよりについては以上です。

○事務局（井上） 2点目は、2月の各委員の会議等の予定です。2月17日に和光市議会3月定例会が開会されます。こちらは石田会長が出席予定です。

会議等の予定については以上となります。

3点目は、農地法第3条の下限面積要件の廃止についてです。

先ほどご覧いただきました資料4番をご覧ください。

現在、農地の取得の条件は農地法第3条によって要件が4つ定められていますが、そのうちの一つである農地取得後の耕作面積が50アールまたは別段面積以上であること、これはいわゆる下限面積要件になるんですけれども、こちらが令和5年4月1日に施行される改正農地法により廃止されることとなりました。ただし、下限面積要件以外の3要件、農地を全て効率的に利用すること、必要な農作業に常時従事すること、周辺の農地の農地利用に支障がないこと等は生きているので、注意が必要となります。これにより、農家間で農地を交換する場合に、受け手の経営面積が下限面積に満たないと許可されなかつたものが許可される可能性が増えました。

また、農業委員会としましては、3条の申請がなされた場合には、今まで以上に下限面積要件以外の3つの要件についてしっかりと確認するということが重要になるかと思われます。

4点目は、令和4年度朝霞地区農業委員会連絡協議会委員研修会についてです。

こちらの研修は令和2年から新型コロナの影響で開催できていませんでしたが、令和4年度は宇都宮大学の准教授による動画配信にて開催をいたします。90分程度の研修の動画を来月の総会の後に視聴していただく予定です。

また、研修に伴う事前のアンケートを実施するということで、本日配付させていただいたんですけども、アンケートの記入をお願いいたします。

○事務局（江口） 5点目の報告になります。

先月の総会のときに、今後、今まで中止になっていた視察研修会、こちらの予定をご紹介させていただいたんですが、石田会長がちょっとけがされてまだ復帰が難しいということで、こちらの実施を一度延期をさせていただきたいというふうに考えております。当初は3月中には行ければなと思ったんですけども、ちょっとそれまでの回復が難しいだろうということで、何とか今の委員さんの任期中に実施はしたいと考えておりますので、これにつきましてはまた方向性が決まり次第、ご報告させていただきます。新年会についても同様になりますので、よろしくお願いします。

○加藤議長 ありがとうございました。

委員の皆様から何かありますでしょうか。

（発言する者なし）

○加藤議長 それでは、本日の議事は以上となります。

◎閉会

○加藤議長 たどたどしい議長でございましたけれども、何とかスムーズに議事運営ができた
と思います。ご協力いただきまして、ありがとうございました。
これで令和5年和光市農業委員会1月総会を閉会いたします。
皆様、お疲れさまでした。

閉会 午前11時30分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員